

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(水産課)
- ◇告 示 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)
生活保護法による薬局等の廃止()
保険医等の登録(保険課)
保安林の指定予定(森林保全課)
鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正(水産課)
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(漁港課)
- ◇關連公告 公募型指名競争入札の実施(管理課)

公布された規則のあらまし

- ◇鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
 - 一 経営等改善資金のうち環境対応型養殖業推進資金の貸付限度額を二千万円(現行 千二百万円)に引き上げることとした。
 - 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年七月九日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第五十三号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十五年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号7中「千二百万円」を「二千万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十一年七月九日

鳥取県知事 片 山 善 博

（病院、診療所又は薬局）

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------------|-----------------|-----------|
| 野坂純歯科医院 | 米子市両三柳八八二 | 平成十一年七月一日 |
| フジタ診療所 | 米子市大篠津町四六九四 | 〃 |
| かのう歯科医院 | 鳥取市湖山町東一丁目二五二一一 | 〃 |
| もりむら皮フ科クリニック | 米子市道笑町四丁目二二二一一〇 | 〃 |

（指定訪問看護事業者等）

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 訪問看護ステーションの名称 | 訪問看護ステーションの所在地 | 指 定 年 月 日 |
|------------------|------------------|-------------------|----------------|-----------|
| 社会福祉法人西伯町社会福祉協議会 | 西伯郡西伯町大字法勝寺三三二一一 | 西伯町訪問看護ステーションしあわせ | 西伯郡西伯町大字倭四八二 | 平成十一年六月一日 |

鳥取県告示第四百五十五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から薬局等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十一年七月九日

鳥取県知事 片 山 善 博

（病院、診療所又は薬局）

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|---------|--------------|-------------|
| 田中薬局松崎店 | 東伯郡東郷町大字旭四〇五 | 平成十一年四月二十一日 |

（指定訪問看護事業者等）

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 訪問看護ステーションの名称 | 訪問看護ステーションの所在地 | 廃 止 年 月 日 |
|-----|-----------------|---------------|----------------|-------------|
| 西伯町 | 西伯郡西伯町大字法勝寺三七七一 | 西伯町訪問看護ステーション | 西伯郡西伯町大字倭四八二 | 平成十一年三月三十一日 |

鳥取県告示第四百五十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年七月九日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|--------|-----------|-------------|
| 森田 曜 | 鳥医五九二八 | 平成十一年六月十四日 |
| 井尻 珠美 | 鳥医五九二九 | 平成十一年六月二十三日 |
| 船田 裕昭 | 鳥医五九三〇 | 〃 |
| 花田 卓也 | 鳥医五九三一 | 〃 |
| 永野 裕美子 | 鳥医五九三二 | 〃 |
| 井庭 貴浩 | 鳥医五九三三 | 〃 |

| | | |
|--------|--------|-------------|
| 大竹 実 | 鳥医五九三四 | 〃 |
| 貫名 秀 | 鳥医五九三五 | 〃 |
| 花田 喜美香 | 鳥医五九三六 | 〃 |
| 加瀬 諭 | 鳥医五九三七 | 〃 |
| 後藤 栄造 | 鳥医五九三八 | 〃 |
| 尾崎 舞 | 鳥医五九三九 | 〃 |
| 大上 佳三 | 鳥医五九四〇 | 〃 |
| 丸山 隆雄 | 鳥医五九四一 | 平成十一年六月二十五日 |
| 井上 幹夫 | 鳥医七四〇 | 〃 |
| 藤本 佳子 | 鳥医一一三五 | 平成十一年六月七日 |
| 山本 雅子 | 鳥医一一三六 | 平成十一年六月十五日 |
| 高山 美佐子 | 鳥医一一三七 | 平成十一年六月十七日 |
| 松島 静 | 鳥医一一三八 | 平成十一年六月十八日 |
| 前野 由佳 | 鳥医一一三九 | 平成十一年六月二十一日 |
| 岡田 昌彦 | 鳥医一一四〇 | 〃 |
| 岡田 加奈子 | 鳥医一一四一 | 〃 |
| 市場 禎祥 | 鳥医一一四二 | 〃 |
| 秋山 理夏子 | 鳥医一一四三 | 平成十一年六月二十二日 |

鳥取県告示第四百五十七号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年七月九日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡中山町下甲字濱ノ上一八一の三、字下山八七六の二、八七六の三、八七七の一から八七七の四まで、字西下モ山八七六の一、八九六、八九七、八九七の一から八九七の三まで、八九八、八九九、御崎字徳山六〇九、六〇九の一、六一〇の一から六一〇の三まで、六一一の一、六一一の二、六一二の一、六一二の二、六一三、六一三の一、字中瀬六一四の一、六一四の二、六一四の三九、六一四の四〇、六一四の四二、六一四の四四

二 指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、中山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第四百五十八号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和五十五年一月鳥取県告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成十一年七月九日から施行する。

平成十一年七月九日

鳥取県知事 片 山 善 博

第一の表環境対応型養殖業推進資金の項貸付対象の欄中「漁場の保全に関する取決めに
に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容、量又は方法を改善し、及び漁網防汚剤その他
の薬品の使用を適正化する」を「持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）第
五条第二項に規定する認定漁場改善計画に基づく取組又はこれに準ずる取組を行う」に改
め、同欄第一号中「漁場の環境」を「養殖漁場環境」に、「自動給餌機」を「自動給餌機」
に改め、同欄第二号中「金網いけす、自動網洗浄機」を「高耐波性いけす、金網いけす、
自動網いけす洗浄機」に改め、「付着物駆除用生物培養器」の下に「酸素供給装置、水
流発生装置及びばつ気装置」を加え、同欄第三号中「及び飼料」を「飼料、水産廃棄物
高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー及び漁場管理ソフト」に改
め、同項貸付限度額の欄中「千二百万円」を「千二百万円（持続的養殖生産確保法第五条
第二項に規定する認定漁場改善計画に基づく取組に係るものにあつては、二千万円）」に
改める。

鳥取県告示第四百五十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のと
おり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により
告示する。

平成十一年七月九日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 片山善博

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

平成九年九月五日 鳥取県指令漁港第九十三号

三 しゅん功認可の年月日
平成十一年七月二日

四 埋立区域

(一) 位置

気高郡気高町大字八束水字姫路二七〇六一一三三三先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から4の地点までを順次に直線で結んだ線、4の地点と5の地点とを
結ぶ平成六年七月二十六日付鳥取県指令受漁港第十二号の免許に係る埋立ての埋立区
域と公有水面との境界線、5の地点と6の地点とを結ぶ平成八年の秋分の日の満潮位
における公有水面と陸地との境界線及び6の地点と1の地点とを直線で結んだ線によ
り囲まれた区域

1の地点 船磯漁港東防波堤灯台（北緯三五度三一分〇七秒、東経一三四度〇一分
一二秒（以下基点という。））から一八〇度四九分〇四秒、一五三・〇九メー
トルの地点

2の地点 1の地点から一二四度三八分〇四秒、一・三〇メートルの地点

3の地点 2の地点から一二二度五九分〇二秒、三・一〇メートルの地点

4の地点 3の地点から一二二度五八分三六秒、一三八・六五メートルの地点

5の地点 基点から一六六度三七分一五秒、三〇四・一四メートルの地点

6の地点 基点から一九二度一分五八秒、二二〇・一五メートルの地点

(三) 面積

一一、二五一・六〇平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

気高町役場

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年7月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工事名 主要地方道岸本江府線緊急地方道路整備工事(橋りょう整備)(小林橋上部工)

(2) 工事場所 西伯郡岸本町丸山及び小林

(3) 工事内容

本件工事は、主要地方道岸本江府線の橋りょう上部工(L=250.0m、W=10.95m)を製作し、架設する工事である。なお、橋脚の地上部の高さは、おおむね34.0mから48.0mである。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重：B活荷重

上部工型式：PC4径間連続場所打ちラーメン箱桁橋

橋 長：L=250.0m

支 間 長：36.2m+53.5m+93.0m+65.6m

幅 員：全体 W=10.95m

(内訳 車道=3.0m×2、歩道=3.2m×1)

平面線形：曲線橋斜角90°

架設工法：場所打ち片持架設工法

(5) 工期 平成11年9月の契約の日から500日間
 (6) 予定価格 1,033,825,800円(消費税及び地方消費税額を含む。)
 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業(土木一式工事)の許可を受けていること。

(3) 平成10年7月鳥取県告示第492号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

(4) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果における土木一式工事の総合評点が1,150点以上の者で、プレストレスト・コンクリート工事を主な受注工事としているもの(一般土木工事とプレストレスト・コンクリート工事の完成工事高に対するプレストレスト・コンクリート工事の完成工事高の比率が直近の過去5営業年度の平均で50パーセント以上の者をいう。)であること。

(5) 平成11年7月9日(金)から同月19日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要項に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成11年4月1日(木)からおつて通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(7) 平成2年度以降に、次に掲げる事項をすべて満たすPC橋上部工の桁製作から架設までの一連の工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

| | |
|--|---|
| <p>ア 道路橋（TL-20以上）又は鉄道橋であること。</p> <p>イ 橋りょう形式が床版橋又は桁橋（張出し架設のものを除く。）以外のPC橋であること。</p> <p>ウ 最大支間長が45m以上であること。</p> <p>エ 架設方法が固定支保工以外の架設工法であること。</p> <p>(8) 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>ア 平成2年度以降において同種工事の現場経験を有する者であること。</p> <p>イ 主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による一級又は二級土木施工監理技士の資格を有する者であること。</p> <p>ウ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>3 技術資料の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間及び時間 平成11年7月9日(金)から同月19日(月)までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係（鳥取県庁本庁舎5階）</p> <p>(2) 技術資料の提出 本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所 (1)に同じ。</p> <p>イ 提出方法 持参すること。</p> <p>(3) 技術資料の審査</p> | <p>提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設係（電話番号0857-26-7347）とする。</p> <p>(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料の提出があつても指名されとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。</p> <p>(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行が成されないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもつて入札をした他の者のうち最低の価格をもつて入札をした者を落札者とするところがある。</p> |
|--|---|